

第五回國會 人事委員會 會議錄 第三号

昭和二十四年三月三十日(水曜日)

午後二時四十九分開議

出席委員

委員長 星島 二郎君

理事 天野 公義君 理事 木村 公平君

理事 南 好雄君 理事 松澤 兼人君

理事 土橋 一吉君

小平 久雄君 關内 正一君

田中 啓一君 田淵 光一君

玉置 實君 二階堂 進君

坂口 主税君 保利 茂君

赤松 勇君 成田 知巳君

加藤 充君 北 二郎君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事官 山下 興家君

人事官 上野 陽一君

委員外の出席者

參議院人 事委員長 中井 光次君

專門員 安倍 三郎君

三月三十日

國家公務員法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國家公務員法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一号)

公務員の勤務條件等に関する件

○星島委員長 これより人事委員會を開会いたします。

議事に入るに先だちまして御報告いたしておきます。昨日本委員会におきまして議決の上、委員長より議長に提

出したしました、人事行政の事態に関する事項についての國政調査の承認要求書は、本日議長より承認を得ました。なお本日、參議院提出の、國家公務員法の一部を改正する法律案が本委員会に付託されました。以上御報告いたしておきます。

この際はおかりいたします。ただいま御報告申し上げました參議院提出の國家公務員法の一部を改正する法律案は、緊急を要しますから、昨日委員各位の御了承を得ました通り、ただちに本案を議題とし、その審査を進めたいと思ひますが御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 異議ないものと認めます。よつてただいまより參議院提出、國家公務員法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査に移ります。

この際一言申し上げて置きますが、本日特に御出席を煩わしました參議院議員中井光次君は、本案の發議者でありますと同時に、參議院の人事委員長でありますから、國會法第六十條の規定によりまして、中井君より本案提案理由の説明をお願いいたします。

國家公務員法の一部を改正する法律案

右成規により發議する。

昭和二十四年三月二十九日

發議者

寺尾 博 岩男 仁藏

小串 清一 大山 安

羽仁 五郎 佐々木鹿藏

木村三四郎 中井 光次

宇都宮 登 木下 源吾
赤松 常子 北村 一男
東浦 庄治 小林 英三
參議院議長松平恒雄殿
國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第十四号中「三月三十一日限り」を「七月一日」に改める。

第三次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

○中井參議院人事委員長 ただいま議題となりました國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案の内容は、國家公務員法第二條第三項第十四号の規定の効力を、六月三十日まで延長したものであります。先に第四國會における國家公務員法の一部改正によりまして本号が設けられ、本年三月三十一日までの期限で、人事院の指定する公團の職員を特別職とすることになったのであります。その後人事院は、人事院の規則をもつて食糧配給公團を指定いたし、今日に至つておるのであります。ところでこの規定に三月三十一日という期限が附せられましたのは、各種公團の存続期間と合致させる趣旨であつたのであります。一方、今回内閣より、各公團の存続期間を、一部廃止のもの

を除きまして、それ〴〵三箇月間延長する法律案が提出されておりました。もしこれが兩院を通過して法律となることがなりましたと、食糧配給公團の職員は、再び一般職となる結果となるのであります。

食糧配給公團の職員は元來特別職でありましたものが、公務員法の第一次改正により、一旦しばらくの間一般職となり、前述の第四國會における第二次改正に伴う人事院の指定によつて、もとの特別職にもどつたものであります。このたび再び一般職となりま

すときは、わずかな歳入不足のうちにも、その身分關係が、かれこれと三たびも変更される結果となるのであります。かくのごとくしては、とうてい安んじてその職務を遂行することができないと言わなければならぬと思ひます。今回の改正案は、この弊を防止いたすために、公團の存続する期間だけ、第二條第三項第十四号の規定の有効期間を延長しようとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切にお願い申し上げます。

○星島委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

引続き、本案を議題として、質疑に移ります。質疑は、申込み順によつてお許しをいたしたいと存じます。成田知巳君。

○成田委員 今私を御指名になつたのですが、私が質疑申込みをしたのは、あとで淺井人事院總裁に四十八時間制の問題その他について、質問したいと思つたからであります。この問題は當然の改正でございますから、質問はないのでございます。

○星島委員長 では土橋一吉君。

○土橋委員 公團關係について、これは昭和二十四年の三月三十一日限りにおいて廃止をするというやうなことを法律に書いてあつたのですが、その制定當時においては、食糧公團といわず、すべての配給公團といふものは、もうこゝういふことをしようといふことを事前に考えられておつたのか、それとも一般職と特別職の關係でこゝういふことを規定されておつたのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○中井參議院人事委員長 ただいまのお尋ねの三月三十一日と限りましたのは、各種公團の規定でございます。それは、その中に公團の存続期間が三月三十一日というものが多々あります。もともとこの改正につきましては、非常に関係當局において難色がありました。あれば、それまでのことは認めよう。またその間において各種の研究もできるから、その間だけを認めようという意味において、三月三十一日という期限をつけたやうな次第であります。

○土橋委員 その間に研究ができるといふことは、公團を廃止するといふやうな意味か、それとも國家公務員の中

で、一般職とするか、特別職にするかという点について、その当時の立法者の氣持がわからないので、どういふふうに書いてあつたのかというのを聞きたいのです。ただこの公團關係についてのみ、三月三十一日という日を限つておるといふ内容の意味が、私にはわからない。どうしてこういうことが書いてあるか。

○中井參議院人事委員長 國家公務員法に關する限りにおきましては、他の公團法の存続期間と、ある程度合致せしめたといふことであります。公團法そのものの根本につきましては、私からお答えはできません。

○加藤(充)委員 私どものお聞きしたいのは、今お聞きする相手方が適當な相手方じゃないといふことが、今土橋君の質問のときに問題になつたのです。が、私どもが懸念いたしましたのは、なるほどの提案の理由の中には、各公團とのつり合ひ上といふことが問題になつて、それについて、これも當然延ばしてもらわねばならぬのだという理由になつています。その趣旨は了承されませんが、各公團が三月の三十一日限りにやめられるといふことになりまして問題自体が、三月三十一日までには各公團の廃止の、大体切りかえの準備が十分できるという目的、目算のもとにやられた問題だらうと思ふのであります。そう、いふふうな各公團の廃止の問題については、やはりこの食糧配給公團の面も同じ性格を持つものだと思うのであります。従ひまして、基本的に各公團の存続を三月三十一日きりだといふ、こゝういふきめ方をいたしたい、この基礎づけがはつきりいたさなければ、それを適當なときまで延ばし

ても、また不見識にさらにこれを延ばすといふような、ただだら／＼した不見識な決議で、しかたがないからそれに同調するといふようなやり方には、人事委員会のこの權威をもつてしても、どうもわれ／＼はその点をはつきり確かめなければ、事情は了承されまされども、すぐにOKと言つて承認を與えにくい事情にあるといふことを、質問の形で申し上げたのであります。従ひまして私どもが聞きたいのは、これを一定のときまで延ばせば、延ばした時間には必ずやれるのか、そのういふふうな成算目途がついておるかといふことを實質的に承りたいといふのが、土橋君並びに加藤の發言をしたゆゑんであります。

○木村(公)委員 今土橋君であるとか、加藤君のお話は、大體人事委員会でするべきことじゃない。公團の存続をいつまで持たせるかといふことは、人事委員会が審議すべきことでもなし、それは、この人事委員会において、食糧配給公團の特別職あるいは一般職といふ問題が取上げられたときには、公團のいづれととりやめの期限といふものと密接な關係があることは了承できるのですけれども、公團をいつまで存続するか、六月末日をもつて大體やめることに法律はなつておられるけれども、そのときの情勢によつてまた延長したら、これもかえなければならぬじやないか。従つて公團をいつまで存続させるかといふことは、おそらく政府委員として答えられる人は一人もなからうと思ふ。それから、こゝでかりにいかように決定いたしましたとしても、拘束力はなし、人事委員会のうち外だと思ふ。従つて今日公團の存続期間をこ

の人事委員会においてやつていたところ、うちがきませんから、すみやかにやめ願つたらうかと思ひます。○星島委員長 もつとお語りいたしたいと思ひます。この案はきわめて簡單でありますし、それから本會議に早く手続を了して行きたいと思ひます。するし、本案の條文に關連したことを、みを御質疑願ひまして、それを一應終了した上で、またそれ／＼の人をお呼びになつて、十分お尋ねしたいかがでありますか。

○成田委員 今土橋さんと加藤さんの御質問になつたのは、これは私の解釈なんですけれども、食糧公團の職員が特別職になつたのは、それが本質的のものであるかどうかという御質問だつたと思ひます。一方御回答の方は、公團法の關係で、事務的な調整だ。木村さんの言われるのも、公團法が延びたから五月になる、形式的なものだといふお答えだつた。しかし加藤氏、土橋氏の言われたのは、特別職とした理由が、本質的に特別なものであるかどうか、そこを問題とされておられるのだと思ふ。だから質問と回答が食い違つてゐるのだと思ふ。この質問に對しては、やはり人事院總裁の方から御回答してしかるべきだと思ふ。そうなんです。

○中井參議院人事委員長 先ほどのお尋ねの中で、公團法改正に依存して公務員法を改正するといふことになると、六月になつてまたやらなければならぬのではないかとお尋ねがございまして、われ／＼もその点について、は危懼を持つております。六月になつて公團法はどういうふうになりますかといふことは、私においては実は予言はできないのであります。しかしながら食糧配給公團の状態が今日と同様なる状態であつて、かりに延ばされるというところでありますならば、關係方面の了解を得ることができるとは、ないかと、これは私の想像であり、ます。しかしながら公團の形態がいゝるにかかりました場合において、は、どういふことになりまするか、私においては予言できません。なお今回の改正につきましても、期限を延ばすといふことは、非常なる關心を持つて質問を受けたのであります。ただそのうちにおきまして、ただいま御説明申し上げました食糧配給公團につきまして、人事院が指定をしております時、そしてその食糧配給公團の公團そのものが、かなり多くの人員を持ち、その内容は他の公團とは違つておるといふことが了解せられて、特に認められたような次第であります。その点を御了承願ひます。

○加藤(充)委員 大體了承いたしました。ですけれども、今この人事委員会の問題にすべき性格じゃないといふような御發言があつたと思ふのであります。その点について、今後行政整理その他の問題につきまして、われ／＼はほかの委員会あたりに付託された議案と、人事委員会として取上げなければならぬ、それと關連のある性格の問題は、人事委員会としても積極的に、私たちは問題にして行かなければならぬ、こゝういふふうな意味合ひから考へて、私どもは發言していただいておるのであります。ほかの委員会では、やわやわした。向うがきめちやつたら、おれの方はしかたがない。こゝういふふうな不見識な人事委員会の運営、あるいは議事の進め方、議決のとり方といふものは、今後權威ある人事委員会といふものを、われ／＼の努力でやり遂げて行かなければならないとき、何か他力本願的な、あそんでやつちやつたんだから、おれの方はもつての幸いで、いいんだといふふうなやり方でありまして、たいへん困ると思ふ。従ひましてわれ／＼は、關連のある事件については、適宜、細大漏らさず、これをわれ／＼の委員会の問題として取上げて、そして連合審査なり、あるいはそのほかの調査活動なり、ひとつ積極的に取上げて、よそでいたしたからしかたがないといふ問題につきましても、人事委員会としては、こゝういふふうな認識、こゝういふふうな理由によつて、こゝういふ決定なり、意思表示をしたのだといふことが、はつきりとの委員会において明確にされるように、今後の運営をやつていただきたい、こゝういふふうに希望する次第であります。

○星島委員長 加藤君の御意見は、委員長においても承りました。多分從來の委員会はこゝういふふうになつておることでありましよう。ただ本日は、法案のみを、とりあえず急いで終了して、そうしてあとで、すでに松澤君、赤松君等から御質疑の通告もあり、本案を離れて、人事委員会としていろいろお聞きしたいことがあるといふことを、昨日の委員会において申されましたから、こゝういふ意味において、ことに本案の提出者は參議院の人事委員長

でありまして、内閣ではありません。そうでありまして、一應これは済ましていたしたいと思います。

〔了承と呼ぶ者あり〕

○星島委員長 他に質疑はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 他に質疑がなければ、質疑はこれで終局いたしました。

これより討論に入ります。

○木村(公)委員 討論は省略して、ただちに採決あらんことを望みます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○星島委員長 木村君より、討論は省略して、ただちに採決に入りたいとのことでありました。さようではからうに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議ないものと認めます。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○星島委員長 起立総員。よつて本案は全会一致可決確定いたしました。(拍手)

手) 本案に関する委員会の報告書作成につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 本案の審査はこれにて終了いたしました。

○星島委員長 先ほど成田君等より、浅井人事院総裁に御質問の要求がありましたから、この機会にこれを許すことにいたします。成田知巳君。

○成田委員 浅井人事院総裁に、今問題になつております公務員の四十八時間制の問題、給与の再計算の問題につ

いて二、三簡単に御尋ねしてみたいと思います。

四十八時間勤務制の問題は、法律によりまして、四十時間を下らざる、四十八時間を超えざるということになつております。審議の状況から言いますと、当時の勤務時間は平均六六時間であつた。そう私は承知いたしておるのであります。ところが今年の一月一日の人事院規則によりまして、勤務時間が四十八時間、すなわち最高の四十八時間に規定された。その理由につきましては、人事院規則に一号のところ

で詳しく書いてあるようでありまして、けれども、この規定だけでは十分私達は理解できないのであります。なぜ四十八時間という最高の勤務時間をつたか、当時の審議の模様によりまして、四十時間を下らざるという表現につきましても、当時の実情から行きまして四十時間以下のものがあつた場合は、それも何となく生かそうじやないかという努力もあつたらしく聞いております。そういう点から考え

ますと、現行の労働時間、すなわち平均六・六時間をとるといふ含みで、最低四十時間、最高四十八時間というものをきめたと解釈しておるのであります。なぜ最高の四十八時間をとられたかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○浅井政府委員 ごもつともの御質疑と存じております。これは法律の面から申しますれば最高四十八時間、最低四十時間で何人も異議のないはずでございます。当時の法律を制定いたしましたときにあたりましては、最高の四十八時間ということを実施いたさなければならぬとは存じておりませんでした。

しかるところその後連合國最高司令官の書簡もございまして、経済九原則の実施をなすことを必要とする状態になりましたので、これは緊急措置、緊急措置といひまして、國家公務員の勤務が要求されることになりました。そこでこの四十八時間という最高限度を実施するのやむなきに至つた次第でございます。

○成田委員 ただいまの御答弁によりまして、立法当時の事情から行きまして、四十八時間をとる意思はなかつた。しかしながらその後最高司令官の書簡も出た、あるいは経済九原則の実施の必要上、官公吏に勤務を要求するといふ意味から、最高の四十八時間をとつたといふことではあります。勤勉を要求されるということとは、ただいまの御説明によりましたならば、結局能率を上げるといふことだと思ふのであります。はたして最高の四十八時間をとつたことが、能率を上げるゆゑであるかどうかといふことについて、私たちは非常に疑問を持っております。

と申しますのは、一日のうちで最も能率を上げるのでしたら二十四時間全部働けばよい、しかしながらそれは時間的に言つて一日か二日であつたばつてしまふ。一体どれくらい労働時間が最も適當であるかといふことを、十分慎重考慮しなければいけないと思ふのであります。現在の四十八時間、すなわち一日八時間といふことは、住宅の問題、あるいは交通の問題、こういうものを考慮いたしまして、客観的条件を考慮いたしましたならば、八時間をとるといふことは無理じやないか。社会党はこの問題につきまして四十二時間を主張したのであります。

周囲の客観的な労働条件を充たさないで、最高の四十八時間をとるといふことが、はたして能率を上げるゆゑであるかどうかといふことについて疑問を持っております。

○浅井政府委員 ごもつともの御質疑と存じます。この四十八時間制を実施いたしますにつきましては、その客観条件が示しのように非常に困難であるといふことは、私も十分存じております。お示しのように住宅の問題、あるいは交通機関の問題その他について御説の通りでございます。しかしながらこの四十八時間制は、ただいま申し上げましたように國民が経済九原則を実施します上において、何人も忍ばなければならぬ犠牲の一端を、國家公務員にも忍んでいただくかなければならぬ状態にあることを御了承願ひたいと存じます。

○成田委員 問題は経済九原則を実施する上において、犠牲を忍ぶことに問題があるのじやないと思ふ。いわゆる経済九原則を、いかに有効適切にこれを行つて行くかといふところに、問題の本質があると思ふのであります。労働時間の問題にいたしましたならば、やはり單に苦しい思いをするだけじやなしに、苦しい思いをすると同時に、能率を上げるといふことが問題だと思ふのであります。私の御質問申し上げましたのは、今浅井総裁の言われたように、労働条件の充たされていぬものがたくさんあるといふことを言われまして、こういう状態において能率を上げ得るかどうかといふことをお尋ねしているの、單に犠牲を甘受するといふ問題を論議しているのではないのであります。この四十八時間

によつて能率を上げるかどうかという問題であります。これは浅井さんも全官公労の代表者の方が参りまして申し上げたときに、お聞きになつたと思ひますが、念のためにもう一度申し上げてみますと、全財の調べであります。約百七十名について、この四十八時間制の問題を調査しております。そのうち起床時間が従来より早くなつたといふのが、十五分から三十分早いといふのが百四十人、三十分から六十分が五十一人、就寝時間につきましては、八時が一人、九時が二十三人、結局早く起きるようになって寝るのは遅くなつてゐる。それから遅刻が非常に増加した、その遅刻もたいして十分以下の遅刻である。相当無理して勤務しながらこの四十八時間制のために遅刻が増加しているといふことが伺われるのであります。これは問題は能率の点であります。能率が向上するかどうかといふ問題の回答は、労働意欲が出たといふのが四人あつたやうです。これは例外です。変りなしといふのが七十人、労働意欲が減じたといふのが八十一人、まったく労働意欲なしといふのが十四人、この例の四人といふのは、調べによりまして、局長さん、課長さんであつたやうであります。これは問題ないのであります。こういうやうに能率は向上してゐない。仕事の量はどうか、仕事の量が變つてゐないといふのが大部分なんです。しかも衛生状態はどうかといふと、変化なしといふのが八名で、前よりも疲れるといふのが百十三名といふことになつております。四十八時間制を実施したために能率が上つてゐない。苦しい思いをしな

から能率は上つていないということになるわけでありすが、この点につきまして、はたして総裁の方で能率が上がる見通しがあるかどうか、また現在上つていられるお考えになつておられるかどうかということについてお聞きしたい。

○浅井政府委員 お示しの数字はよく承りました。また他面から見ますれば、私は必ずしもこれまでの官廳の職員の勤務のやり方というものが、決して完全であつたとは考えておりません。この四十八時間を実施することによりまして、よい面が出てくることも御了承願ひたいと思います。それはすなわち官廳と接触いたしておりますところの國民の面から見ますと、これがために官廳との接触における事務が従来よりも能率が上つていられるやうなことも、重々聞いておられる次第でございます。

○成田委員 浅井さんは一部能率が上つていられるという御解釈をなさり、私は能率が上らないという解釈をいたしております。水かけ論になりますので、この問題はどの程度にいたしまして、具体的な問題といたしまして、ここでは全通の調へなものであります。四十八時間制が実施されたにもかかわらず、従来から問題になつておられます特定局のことであります。これは昔の三等郵便局で、封建的な労働関係といふので非常に問題になつておりますが、この特定局の労働時間を調べますと、十二時間から、ひどいのは二十四時間働いておる、こういうのが非常に多数あるやうです。この八時間以上働かす特殊の場合は、仕事の性質上やむを得ないという場合に法律では限つてゐるはずであります。この仕事の性質

上やむを得ないというのは、たとえば國鉄の機関士なんかの場合であります。特定局の従業員は仕事の性質上やむを得ないとは言えないと思ひます。さういたしますと、こういう十二時間あるいは二十四時間というやうな、長時間の勤務をやらしているというやうなことになるので、人事院の方で調べたことになつたかどうか。

○浅井政府委員 その点についても若干聞いておりますが、それは御説の通りよくないと存じております。

○成田委員 よくないというお話でございますが、これに対して何か処置をおとりになりましたかどうか。

○浅井政府委員 これは人事院といたしまして処置をとるよりも、まず所轄廳において処置をとるべきものであるやうかと私は考えております。

○成田委員 この特定局の問題はもう従来問題になつていられることで、この労働條件は非常にやかましく言われているのです。ところが通信省の方では、まだこれに対して何ら手を打つていないという状況にあるわけでございますから、まず所轄廳の方に求めるという

のは、今までの例から言いますと、むしろだらうと思ひます。人事院の方で適當にこのことについては勧告していただきたい、さう思ひます。

○浅井政府委員 よく了承いたしました。○成田委員 それからこの四十八時間の問題に関連いたしまして、サンマー・タイムの問題について、ちよつと人事院總裁の御意見を伺いたいと思ひのであります。四月三日から夏期時間が実施されることになつておりますが、去年れが実施されましたときに、後の

輿論調査によりますと、ほとんど勤務者は、このサンマー・タイムというのは労働強化であると言つて、非常に強い反対意見があつたといふことは御記憶だと思ひます。現在四十八時間制で相当労働強化をやられておられるにもかかわらず、さらに四月三日からサンマー・タイムを実施するといふことになりましては、非常に大きな問題を起すのではないかと、これについてお尋ねの御意見を伺つて、これについて何らかの処置をおとりになるというやうなお考えはあるかどうか。

○浅井政府委員 人事院といたしましては、ただいまのところ何らかの処置をとる考えはございません。この勤務時間を定められたのは、人事院といたしましては、一週四十八時間というところを人事院規則で定めてございまして、その割振りにつきましては、総理府令でやることになつております。その方面においてすでに十分その問題を研究いたしましておる、こういうふうには私は了解をいたしております。どうぞひとつそちらの方へもそのことをお話願ひたいと思ひます。

○成田委員 ただいま総理府令で適當に時間の繰上げができるというお話でございますが、各省の方でこの問題について従来通りのやり方でもやりまして、勤務時間について考慮しないといふことになりました場合に、人事院總裁の方で御監督なさる御意思はあります。

○浅井政府委員 このサンマー・タイムの問題につきましては、ただいま申しましたように、総理府令で各省大臣としての内閣總理大臣の方で取り扱つておりますので、私の方へは、何

も各省から申して参つていられるところはございません。従ひましてこれにつきまして、私としてここで意見を申し述べることを差控えたいと存じております。

○成田委員 私が申し上げたのは、現在の四十八時間制を実施しながら、四月三日からサンマー・タイムをとるとがはたして妥當であるかどうかという点について、人事院總裁の御意見を承つていられるのです。

○浅井政府委員 私は大体におきまして時間は繰り上げますが、一方退職の時間も繰り上げるわけでございます。全体におきまして御懸念のやうな点は、さうないのではないと思ひます。

○成田委員 今のお話では一時間繰り上げるのはプラス・マイナス同じだといふ御意見であります。日本の地理的な條件、氣象條件を考えましたら、四月三日から一率に全國このサンマー・タイムをとることは非常に氣候的にもおかし、たとえば北海道、東北地方、こういうところは非常におかしい。それで人事院總裁は、一時間繰り上げた後、一時間繰り上げるのだから同じだといふやうなお考えですか。

○浅井政府委員 おしかりを受けたのでございますけれども、それは私もその夏時刻法それ自体が問題に相なつて来ると私は存じております。

○成田委員 それではこの夏時刻法の矛盾といふやうなものについては、人事院總裁は大体お認めになるわけですか。

○浅井政府委員 私はその点につきまして何も発言する権限を有しないので

あります。四月三日から夏時刻法を適用することに從つて起る問題でございます。適用するから、これは夏時刻法の問題になると私は了解いたします。

○成田委員 四月三日から適用することについて非常な問題があると言われた。結局これは労働條件、勤務時間に非常に関係のある問題でございます。四月三日から適用することについて、私も人事院總裁と同じやうな懸念を持つておるのです。でき得れば六月から八月ころという考えを私たちは持つておるのではありませんが、人事院總裁の方で、この点について各官廳と御折衝なさる御意見があるかどうか。

○浅井政府委員 これは総理府令において所管をいたしておりますので、私といたしましては、これについて特に考へておる点はないと思ひます。

○成田委員 どうもその点からいふのでございます。人事院總裁は全國の公務員を保護する重大な責任があると思ひます。それで最も重大な労働條件の一つである勤務時間の問題で、單に形式的な所管が違ふからといふことで逃げられるのは、非常におかしいと思ひます。非常に御苦しいやうで

すから、これ以上私は質問いたしません。結論といたしまして、この四十八時間制の問題については、人事院總裁も相當現在の労働條件から言つてむりだといふことはお認めになつておる。しかしながら現在耐乏を要求されてい

るという意味で、四十八時間はやむを得ないといふやうな御意見であるかどうか。

○浅井政府委員 それは御説の通り、この規則の中にも初めに前書きのやうなものを特につけてうたいました通

り、これは緊急措置である、こういうふうには考えておりますので、私どもの理想といたしましては、執務時間、平穏な状態における執務時間が四十八時間であつて、今後永久にそれが継続するのだというふうな考えは毛頭持ち合せておりません。

○成田委員 やはり緊急措置として一時的措置だ、四十八時間というものは現在の状態からいつたら少し不服であるというふうな考えのように承りましたので、この四十八時間の問題についてはこれで打ち切られて、あと二、三ごく簡単に、給與の再計算問題についてお尋ねしてみたいと思います。この問題は長くなるので端的にお尋ねしたいのでありますが、この三月初めごろ給與問題公開審議会を開きになったと思ふのです。そして今井給與局長、それから浦島さんその他をお呼びになつて、浅井さんがその点について意見を徴されたと思ふのですが、その結論をいたしまして、私はその速記録をいたして読んだのです。浅井人事院総裁は今回の給與の再計算が妥当であつたかどうかということについて、いかなる御判断をお持ちになつたか、その浅井さんの御判断を承りたい。

○浅井政府委員 その点につきまして、非常に大きな問題でございます。人事院といたしましては、この点について相当重大に考えておる次第であります。従ひましてこの点に關しまして結論をはつきり出したと思つております。その結論に従ひまして、人事院が自分でやることにつきまして、は強力なる措置を講じたいと思つております。また國會にお願ひしなければならぬことにつきましては、國家公

務員法に許されております勧告等の方法によつてお願いしたいと思つておりますが、この結論は相当重要性を持つておりますので、まだはつきりと到達しておらないのでございますから、ここで今日申し上げる段階になつておりません。

○成田委員 まだ結論に達しておられないというお話であります。しかしながら裁判などでも同じと思ひますが、公判を開きましてあとあまり時間がたつて正し結論が出ないと思ひます。もう開かれまして一月近くになります。あゝ、あゝのときなま／＼しい印象からされまして、浅井人事院総裁はどういう結論を持つたか。まだ結論に至る過程にありましたら、現在の過程で結構でありますから、印象なり、現在の御心境を承れたら伺いたいと思ひます。

○浅井政府委員 いゆる再計算ということにつきましては、從來のやり方は必ずしもよくなかつたと存じております。それがために人事院といたしましては、突然月給の袋がからになつたり、あるいは十一銭しか入つていなかったというふうな悲劇を生じましたことにつきまして、非常に責任を感じますし、また非常に憤慨をいたしております。成田委員 人事院総裁から今のお言葉をいただきました。私たちも非常に意を強くするのであります。最後に四十八時間制の問題と關連しておるのでお尋ねしたいのでありますが、この六千三百七十四というの、大体あの当時の状況といたしましては、六六時間というそのときの現行の労働時間を標準にした六千三百七十四だつたと思ひま

す。ところが四十八時間になつたわけでありまして、この六千三百七十四にける六六分の八と、約二割くらいのものが、筋合いから言つて増額しなければいけないと考へるのであります。その点について人事院総裁はどうお考へになつておりますか。

○浅井政府委員 ひとつものの御質疑と存じております。法律の面から申しますれば、あの御制度くださいました新給與法は、四十時間ないし四十八時間の給與でございすけれども、ただいまお示しのような事情もございまして、ことに非常に多く働いて参りました特別給與表の者と、そうでない者との間に不均衡を生じておるという点は、何人も認める点だと存じます。従ひましてその点に關しましては、人事院として考慮をいたす必要があるだろうと考へております。

○赤松委員 二、三の点で成田君の補足質問をしてみたいと思ふのであります。これは後に四十八時間制の問題につきまして、社會黨といたしましては、今國會に相當の決意をもつて、何らかの措置をとりたいと考へておりますので、参考のために伺ひしておるのでございすが、ただいま人事院総裁は、經濟九原則の問題と結びつけて、四十八時間制をやむを得ずやらなければならなかつた。しかもこれはその非合理的なものではないかというふうなお話もございました。そこでお尋ねいたしますが、經濟九原則はすでに第四國會の際にこれが明示されてあつたのであります。当時浅井人事院総裁は、四十八時間制をしくことが妥當であるかどうか、もうすでに經濟九原則が出ているのでありますから、どうしても

四十八時間制を実施しなければならぬ客観的な情勢、必然性と申しますか、そういうものを御認識なさつておつたかどうかというのを伺ひしたいのであります。

○浅井政府委員 その点であります。あゝ國會で給與法を実施いたしました場合は、まだ經濟九原則がどのような発展に参り、どのように相なるかということは、おそらく何人もわかつていなかつたであらうと存じておる次第でございます。それがあの當時と、その後との情勢が急激にかつて参りましたことにならうかと思つております。

○赤松委員 それでもう一度確認いたしますが、この四十八時間制の問題は、人事院総裁として妥當とお考へになりますか、それとも妥當でないとお考へになりますか。

○浅井政府委員 應急措置といたしまして、これはぜひ國家公務員にこれだけの犠牲を払はつていただく必要が、現在の状態にあるうと存じております。しかもこれは人事院規則にはつきりと書きましたように、緊急の措置であると存じております。

○赤松委員 お尋ねいたしますが、經濟九原則の実施に伴つて、人事院総裁として、どうしても四十八時間制を実施することが必要であるとお考へになつたのか、それとも關係方面からの示唆でもあつておやりになつたのか。

○浅井政府委員 關係方面と人事院との接觸がございまして、いたしまして、この四十八時間制というものは、人事院規則をもつて制定いたされ

ておりました。これをこしらへましたのは人事院でございますから、この四十八時間制の実施に關しましては、人事院は全責任がある、かように存じております。

○赤松委員 そうだいたしますならば、當時大体四十八時間制の問題は予測できなかったとおつしやいます。六千三百七十四ベースというものは、御承知のように社會黨は、現行の勤務條件を維持するということで、一應そういう線で關係方面の了解を得たのでございす。その後四十八時間制に切りかえられましたが、成田君の質問のうちに、六千三百七十四ベースはこれで實質的に非常な切下げになつておる。これに對しまして、浅井人事院総裁は何か國會に對してベース引上げ等の勧告をなすお考へがあるか。

○浅井政府委員 その点につきましては、さいぜんの成田さんの御質疑に對しまして、お答えいたしました通りでございます。これも人事院といたしまして、重大に考慮しなければならぬと存じております。

○赤松委員 考慮しなければならぬというの、物價が上昇するにつれて賃金が切下げられるというふうな場合に考慮するというのは、現実的に四十八時間制はしかれておるのであります。事實的には賃金はすつと切下げられておるのであります。従つてこれから考慮するといふのではなくて、すでに今までもそういう事實的に切下げられた賃金の穴埋めについて、勧告するのお考へがあるかどうか。

○浅井政府委員 ひとつものではございすがそれは結局今度の、いろいろ

な調査を今やつておりますが、その調査の結論として、再計算等とともに現われて来るということになるだろうと存じております。人事院といたしましては、すでに今年四十八時間制を実施いたしました以来、この問題を決して忘れたことではないのでございますが、これはいろいろな方面に關係を捥つてまいりますので、ただいまここで今日どういふ結論になるかを申し上げる段階には達しておりません。

○赤松委員　忘れられないのは一般公務員でございまして、ちよいとあなた自身もお忘れになる傾向があると思うのですが、この問題につきましては、はなはだ責任を感じておると言いながら、実際にはあまり責任を感じておられないようにもわれ／＼はお見受けするのであります。問題は再計算の後において考慮するというのではなくて、すでにもう十二月の末でしたか、これが実施されており、ずつと賃金は切下げられておる。これに対してあなたは、公務員を保護する立場にあるならば、当然これは合理的に解決するため御用意がなければならぬと思つておるのであります。將來のことではありません。今までのことをどうするかという点について、あなたはどうお考えになつておるか。

○浅井政府委員　ごもつともではございますが、これは給與体系の変革を生ずる重大問題でございますして、これはある時期に達しなければ、そうかりそめにやれることではないと存じておりますから、時間的にずれて参りますので、その点についておしかりを受けて恐縮に存じますけれども、われわれといたしましては、その点を二

日も早くやり得るよう努力いたして
おるつもりでございます。

○赤松鑒員 それならば今までの分は全然考慮しない。將來そういう点で考慮するのだ。今までの分は全然これを補填する考えはない。こういうふうに了解してよろしうございますか。

○漢井政府委員 そのように逆の方面から仰せられると、ちよつと恐縮するものであります。その点については、ただいまここに御答弁をいたす段階になっておりません。

○赤松委員 答弁する段階に至つていないと言つても、四十八時間はつくづくにしかれておるのであります、はなはだ無責任だと思ひます。マツカーサーの書簡及び経済九原則ということと

ねいたしますが、われ／＼が關係方面へ折衝いたしました當時の情勢といひましては、必ずしも四十八時間闘争を実施しなければならぬというようなことではなかつたことは、あなた自身が

○赤松委員　そういたしますと、具体的にマツカーサー書簡によつて、こう

いう四十八時間制を実施しなければならなかつたその必然性というのは、一体何でございましょうか。それをひとつ具体的にお話し願いたい。

○淺井政府委員 あのマッカーサーの

書籍にもありますように、日本國民に對して耐乏生活を要求し、すべての人間の勤勉を要求しておる。ことに九原則の実施は、官廳事務が非常にふやえることを意味するものでございます。

から、國家公務員の勤勉が要求される
ということは、当然だと存じておりま
す。

○赤松委員　当時淺井人事院総裁は、
すなわちわれ／＼が人事院のある勸告

の勧告案の中には、四十八時間制をし
くということは規定していなかったの
であります。従つてあなたは当時四十
八時間制をしぐというお考えは全然な
かつたのです。それでマツカリ

たとは申しておりません。より一層の
勤勉が要求せられた。このように申し

たつもりでございます。

○赤松委員 その当時の法律の規定はどうですか。四十八時間制ということはどうなつてないですか。

○淺井政府委員 それはその後情勢が

○赤松委員 その情勢の急変の内容をひとつお話し願いたい。

○淺井政府委員 それはすなわちたゞ急変をいいたしたことによるものでござい
ます。

官の書簡等によりまして、この経済力がいま申し述べましたように、最高同会原則の実施が急速に押し進められなければならない。そういう状態になつたわけでございます。

ば、経済九原則がうまく行かないその理由を、ひとつお示し願いたい。

○淺井政府委員　それはちよつと逆論法でございまして、経済九原則の実施

求されております。決して四十八時間制だけが現在行われておるわけではなく、さいません。非常な重い税金を國民全体が負担しておること、石炭のきわめ多額の増産が要求されておること、

農作物のきわめて嚴格な供出が要求されておること、すなわち國民のたれもが要求されておるその二環としておると御承知を願いたいと存じます。

○赤松委員 勤勉という抽象的な文字

を、あなたはきわめて反動的にこれを解釈されておるようでございますが、私は淺井大專院總裁の人格に対しては、實は敬服しておつた一人であります。ところが先般來私人專院に總裁をお計

題についていろいろ抗議をし、また御意見も伺つたのでございますが、その

らうのはやむを得ない、こうおつしや
つておりますが、あなたのような御返
事で三百万の公務員がはたして納得す
るでしようか。もしあなたがそういう
ような態度で、そういうような考え方
で、これから人事院の仕事をおやりに
なるとするならば、これは公務員にと
りましては、將來まことに恐るべき結
果になると思う。その点につきまじ
て、いわゆる情勢が急変したという言
葉をお使いになつたが、前の第四國會
が終つて、そうして直ちに総選挙が行
われるその直前でございましたか、國
会の休会中に四十八時間制の問題が人
事院規則でもつて出しました。これ
は國家公務員法によつて人事院規則で
どん／＼やるということになつておる
から、それ自身決して違法ではござい
ませんが、そういう点はわれ／＼のも
つと納得の行くような形で、ひとつ御
説明を願ふことはできないか。今あな
たが成田君並びに私に御答弁くださつ
た答弁全体が、ほんとうのあなたの考
えであるかどうか、さらにくだいよ
うでありますか、もう一度あなたの御
心境なり、御見解なりを承つておき
たいと思ふ。

○淺井政府委員 赤松さんからだ
んだんと御説がございましたが、先日
社会党の代表として、赤松さんその他
の方がお見えになりまして、いろ／＼
申入れを受けたわけでございますが、
その中に四十八時間制の問題に關する
点がございました。すなわち社会党と
しては四十八時間制は反対であつて、
案例一日七時間、四十二時間制をもつ
て適當とする、人事院としてはすみや
かにこれを實現するようにせよ。こう
いう申入れがございましたが、私は非

常に敬意を持つて御説を拜聴いたした
次第でございます。すなわち人事院と
いたしましては、四十八時間制はこの
人事院規則にございますように、これ
は緊急措置としてやつたものでござい
ますから、社会党のお申入れのような
勤務時間が、一日も早く實現するよう
客觀的情勢が好轉することを、私は十
分希望いたします次第でございます。
○關内委員長代理 ちよつと速記をや
めて下さい。

〔速記中止〕

○關内委員長代理 速記を始めて下さ
い。

○赤松委員 まだ質問があるもので
ありますが、あとに共產黨の諸君もお
られますし、私の同僚にも質問があり
ますので、もう一点だけお伺いしてお
きます。

六千三百七十七人を第四國會で審
議してありました当時、岩本前國務大
臣が、行政整理の問題を出した。この
問題とベースの問題とは別に關係はな
かつたのでございますが、その後に至
つて四十八時間制の問題が出て参りま
するや、これは行政整理の問題と実
ひつかかつて来たのであります。これ
は大体おわかりになつておると思ひま
す。私、先般ある雑誌の座談会で、郡官
房次長とお話いたしました際に、郡官
房次長もこの事実を認めまして、四十
八時間制になつたために、人員整理が
さらに急務であるということを言つてお
る。私は実際に余つておる者を整理す
るというならば、何もそれを承認する
わけではございませんが、失業対策その
他の問題として、一應納得ができるの
でございまして、あの当時岩本前國務
大臣が発表した一般會計三

割、特別會計二割、公團二割、地方行
政二割、大体ひづくるめて約六十万
人を首にする。その後四十八時間制がし
かれたために、さらに首切りがふえて
来るんだというふうな話があつたわけ
なんです。ただいまやつておられます
吉田内閣の行政整理は、きわめて反動
的で、無暴にひとしい。何らの準備も
ない。たとえば行政機構の改革は全然
なつていないし、失業対策はでたらめ
であるし、まつたく一方的な行政整理
である。殊に公務員と國民とを対立さ
せて、その対立を利用するやうな面も
見受けられるので、この点については
おそろ／＼淺井人事院總裁もそういう反
動的な行政整理に賛成をなさつたり、
それに利用されたりすることは万々な
いと思ふのでございまして、この四十
八時間制をじつにやることが、もし政府
の行政整理に利用されるやうな場合
合は、人事院總裁としてどういう対策
をお講じになりますか。

○淺井政府委員 行政整理についての
お話がございましたが、人事院とい
じましては、現段階において行政整理
に少しも關係はいたしておりません。
また四十八時間制というものが、行政
整理と少しも關係がないものだとい
うことは、当時赤松さんも給與法の審議
に御關係でございましたから、よく御
了解の点があるだらうと存じておりま
す。

○赤松委員 ですから給與法案と行政
整理の問題との間には連關性がない。
その後四十八時間制の問題が出て、行
政整理の問題にひつかかつて来て、政
府は四十八時間という、つまり労働時
間を延長したために人員整理が非常
に急務である。これは非常にいいことだから

といつて喜んでゐる。それに対してあ
なたは、不当な、反動的な、無暴な行政
整理をやらせるために、四十八時間制
をしいたわけではないでしよう。勤勉
をより勤勉ならしめるために、四十八
時間制をおしきになつたと思う。それ
が吉田内閣の、きわめて反動的な、無
暴な行政整理に利用されるやうなこと
は、私はないと思ふのですが、客觀的
にはどん／＼利用されて来ておる。そ
れに対する人事院總裁としての対策が
あるのかないのか。あるとすればどう
いうやうな対策を持つておるか、こ
ういふ点を聞いておる。

○淺井政府委員 これはちよつと御答
弁がしにくいのでありますが、私はま
だ内閣の方から人事院にいたしまして
行政整理について、公に何ら相談を受
けたことはございません。またこの行
政整理を一体やるのかやらないのか、
それからどれだけの人を行政整理をす
めるのかという問題は、私は現在にお
いて政治問題だらうと思つております。
なぜこれを政治問題かと申しますと、
もしここに人事院の意図いたしてお
ります職階制というものがないにでき
まして、どこにどれだけの人間が必要
であるか、どこにどれだけの人が必要
であるか、はつきりつかぬことができ
ましたならば、私は國家公務員法に書
いてございます科学的な人員減少とい
つたことができないであらうと存じてお
ります。ところが現在はまだこの職階
制というものができておりません。こ
れはどのように急ぎまして、この冬
の通常國會になるだらうと思つてお
ります。そういたしますと、ただいまの
三割とか二割とかいふ数字は、人事行
政の科学から来た数字でなくて、政治

的な数字だらうと思つております。も
しもこれが政治的な数字でございま
したならば、これは國會と内閣とがお
きめになるべき数字でありまして、人
事院としてはこれを担当することはでき
ない。そのように存じております。
○赤松委員 よくわかりました。これ
は將來の問題ですが、もしもそういう
問題が起きた場合でも、人事院總裁と
してはそういう問題に対しては全然関
與しない、また勧告する意思はない、
こうおつしやるのですか。

○淺井政府委員 行政整理をせよと
か、するなとか、あるいはどれだけの
行政整理をせよとか、この二点につ
きましては人事院は何も申さないつも
りでございまして。

○赤松委員 まだ社会党といたしま
しては松澤さんの質問も残つておりま
す。私自身もまだ残つておりますが、
質問を留保いたしまして、本日は人事
院總裁に対する質疑を一應打ち切りま
す。

○關内委員長代理 松澤君より発言の
通告がありますが、御質疑なさいま
すか。

○松澤委員 この際關連いたしまして
伺つておきたいのです。前から成田
君、赤松君の質問で大体その内容はわ
かつておりますが、第一にお聞きいた
したいことは、六千三百七十七人を
たしましたときには、人事院總裁とし
ては八時間制を実施するということは
何も考へておらなかつた。少くとも四
十時間から四十八時間になり、現行の
労働時間で行くというふうな考へてお
られたと了解するのでありますが、そ
の通りに了解してもよろしゅうござい
ますか。

○浅井政府委員 その通りでございます。

○松澤委員 そういたしますと、先ほども質問がありましたように、それが四十八時間になれば実質的に六千三百七円というものは崩れたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○浅井政府委員 ただいま繰返して先ほども申しましたように、法律の面から見まして、この給與は四十八時間までの給與でございます。しかしながらこの給與の中において不均衡が時間の超過によつて生じておるといふことは認めるわけでございます。

○松澤委員 それではさらに第二点であります。われ／＼は六千三百七円を決定いたしましたときでも、すでにもつと高いベースというものをもつていたのであります。しかもあの客観的な情勢の中において、少くとも政府の五千三百円というよりは高いものをもつて、公務員の福利を増進したいと考へておつたのであります。しかるにその建前が崩れてしまひ、しかも先ほどお話のありました四月三日からは夏季時刻で、さらに家族及び本人の負担が相当苦しくなる。しかもそれ以來物價は漸騰して参りました。おそれ／＼はこの物價騰貴によるところの二十八條及び六十七條の、給與の改訂に対する勧告をしなければならぬ時期が到達しつつあるというふうに考へてゐるのではありませんが、百分の五變更あつた場合には勧告するという時期がいつごろであるか、その見通しがありますかどうか、及びそれについての操作はどの程度まで進捗しているか、この点について伺いたい。

○浅井政府委員 ごもつとものお尋ねでございます。お示しの通り百分の五以上動きました場合には、人事院は國会对して勧告をしなければならぬということになりまして、これは人事院におきましてたゞい研究を進めておるのでございますが、人事院といったしましては國会に勧告した場合に、必ず國会でお取上げくださるよう、十分準備を整えてやるべき事柄だと存じております。これはたゞい研究を進めておるわけでございますが、これをいつ國会に勧告ができますか、今日まだ申し上げることができない段階でございます。

○松澤委員 物價が漸騰してゐるということは事実でありますし、そのために人事院においても、その研究の操作をして行くという点は了解できたのであります。御承知でもありましようが六千三百七円を決定したときには、すでに六千三百七円では食つて行けないような状態になつておるのであります。従つて今後百分の五改訂する事情が生じて來た場合に、給與ほどの程度になるかわかりませんが、給與の改訂をしようとするときには、すでに物價はそれ以上上りまして、止つただけでは食えないという結果はなるのであります。従つて私どももいたしましては、準備はできるだけすみやかにこれを完了いたしまして、そして少くとも給與が上つたときに、公務員が安心して生活ができる程度にしなければならぬと考へてゐるのであります。従つてその時期がいつであるかということは今ただちに言明できないこととは、今も、予算の面から考へてみましても、相當に物價は騰貴して、生活の内容が苦しくなるということは、當然考

えられることだと思つております。従つて現在予算及び政府の財政政策の中に現れておりますところの方針が、この國会において決定されたといふたしますならば、そこからの程度の物價の騰貴が現れて來るお見込みでありますか、この点について伺いた

い。

○浅井政府委員 これは私専門でなく、また人事院がその点について専門ではないわけでございますから申し上げ兼ねますが、物價が急激に上りつゝあるという御説もあるようでありまして、物價がまた当分横ばい状態になつてゐるという見方もありまして、その辺は私もよくわかり兼ねるのでございます。いずれにいたしましても、百分の五以上動きました際には勧告する義務があるということは、これは當然のことでございますが、物價がどのようになつてゐるかというところは、これは経済問題でございますし、私といたしましては御答弁する資格がないと存じております。

○松澤委員 その事情はよくわかりませんが、すでに新聞などに現れておりますように、運賃が上つただけでも、おそれ／＼は百分の三から百分の五くらいは、生計費も上つて行くに相違ないというふうなふうに言われているのであります。従つてこれ以上議論しても仕方がないのでありますが、人事院が公務員の生活を安定させるという責任をもつてゐる以上は、物價の騰貴に應じて、ただちに手の打てるような十分な準備をしておいていただきたい。すでに申しましたような事情によつて、今日公務員の生活というものは非常に苦しくなつてゐるのでありますから、

もし法律その他の關係が許すならば、少し先走つても、私どもはこの際十分に給與を引上げて、公務員の生活を安定させる必要があると考へておりますので、願わくば手遅れにならないよう、ひとつそういう研究の操作などを進めていただきたいということを御希望申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○島島委員長 質問の通告はこれにて終局いたしました。他に御質疑の御希望もあるかと存じますが、時間が十分たつておりますから、簡単にひとつお願いしたいと思ひます。

○土橋委員 浅井総裁にちよつとお尋ねしたいのでありますが、先ほど赤松君がいろいろ質問され、われ／＼非常に思い當る点が多々あるわけであります。浅井人事院総裁としては、國家公務員法の第一條の規定をこらになつていただきたいと思います。この規定の根本的な基準によつて、あなたの方では公務員の福祉なり、利益保護のためにいろいろ今日まで御努力になつておるわけであります。ところが政府の方では、一方向的に行政整理を断行しようという段階に來ておる。これについてあなたの方では、その点は行政整理の應なり、あるいは政府の方でやりになる政治的問題であつて、私の方は關係しないという御答弁がたゞいま若干あつたわけであります。私はあなた

管理廳へ適當な勧告なり、報告をなせなされないかといふことを、まずお聞きしたいと思つております。

○浅井政府委員 行政整理がいいか悪いかわからない問題でございますが、土橋さんは行政整理はすべからずという前提でお話をなすつていらつしやるように存するのであります。私はさういせんも申しましたように、この行政整理をするかしないかは、國会がおきめになるべき問題である。そういうことを申し上げたわけでございます。

○土橋委員 そうしますとあなたの方は事前に、第一條の規定によつて、現在の公務員が非常に困つておるといふことを承知しながらも、政府なりあるいは行政整理廳なり、あるいは國会にそういう勧告をする意思がない。こういうことを申されるわけであります。それから、人事院はそれは知らないといふお考えでおるのか、その点を明確にしておきたい。

○浅井政府委員 先ほど申しましたように、この行政整理がよいか悪いかわからない点については、人事院は判断すべき資料を持ち合わせません。もしもいせんも申しましたように、職階制が完備いたしておりますれば、この行政整理にどれだけの人をやるべきか、やらなくてもいいのかということがはつきりわかり、人事院も勧告することができると存じておりますが、さういせんも申し上げました通りに、それが、まだできておりません以上は、私の方は内閣もしくは國会に對しまして何を言うべきであるか、それは私はわからなかつて存じております。

○土橋委員 そうするとあなたの方の

見解によると、職階制の内容がまだ明確にわらないし、事務量の関係についても十分研究していないから、そういうことについては何も言えないというところである。國家公務員の勤務状態なり、あるいは給與の状態なりについて権威のある人事院の方がわからない。意見の発表ができない。何も知らない。行政管理局あるいは各省がこれをやるのだというところは、実に奇怪千万である。公務員の勤務状態なり、あるいは各省のいろいろなことについて、一番よく御承知になつておるあなたの方で、政府が何らかることもなくやることに對して、あなたの方では現状のままで安んじて、國會なり政府に對して勧告をされないということ

は、非常に手落ちではないか。あなた自身は、國家公務員法の第一條の規定を、どういふふうに考へて適用されておるか。あなたは現在の公務員の公務執行中におけるところの待遇の問題、やめさせる問題、あるいは退職手当の問題というように、これについて、人事院は関知しないと仰せになつておるが、それはどういふ点によつて説明できないのかというのを、私どもに明確にしたい。あなた

の御説明によると、公務員の勤務状態、勤務時間、あるいは四十八時間問題等については、あなたの方で一番關心を持つて、勧告なり指令を出しになる役目でありながら、その指令を受ける政府の諸君がかつてなことをしておるが、何も言えない。こういうことでは、あなたは第一條の規定を忠実に

におやりになつておらないと言われている。あなたの方で第一條の規定を忠実に、実際の問題については、あなたの方に一番的確な

題、退職の問題、厚生福利の問題、全部あなたの方で考へておるといふのが第一條の規定の精神であると思ふ。そこで國會に對しても、政府の処置については、人事院はこういうふうな考へておるといふような腹案を、あなたの方から示していただく誠意がなければならぬと思ふのですが、いかがですか。

○淺井政府委員 國家公務員法を施行する義務を人事院が持つておることは申すまでもないこととさせていただきます。わけても第一條が最も重要な規定であることもお説の通りであります。私どもは決してこの第一條の、人事院が國家公務員の福祉を守つて行かなければならぬといふことを怠つておるわけではございません。しかしながら土橋さん

は、お進めになつておる。すなわち行政整理は悪いものである。よつて人事院はこれをとめるようにせよという前提での御発言でございますが、私どもは必ずしもそれは行かないということ

を申し上げたのでございます。○土橋委員 それは私の発言をあなたは一方的に独断で解釈なすつておるのであつて、私はまだ行政整理について絶対にいけなしいとは一言も言つていない。あなたはさつき赤松君の質問に對して、職階制については十分な研究ができていないから何とも言えない。また政治的な問題であるので人事院としてはかかれぬ、こういう二つの考へを表明されたから、私もあなたの方で第一條の規定を忠実に、実際の問題

なるといふならば、當然現在の二百六十万諸君の勤務時間なり、實際の問題については、あなたの方に一番的確な

資料が集まつておるはずである、もし集まらぬとすれば、各省であつた方の指令なり、規則を忠実に執行してないことを証明しておるわけでありまして、その一番よくわかるあなたの方

が、各執行機關である政府の諸君に、かつてなことをやらしておる、それをなせよと待つてくれと言ふだけの誠意がないかと言ふのであります。この問題についてはまず私は反対ですが、しかしながらあなた方が、私が反対だといふ一方的な見解をもつて、そういうようなことを言つては困るというふうな説明では、答弁にはならないと思ふ。あなたが實際に第一條なり、すべての條文に忠実に、各省であつた方

うならば、なぜあなたの方でも、人事院としての適當な行政整理について、結局予算の問題もありまして、し、機構改変の問題もありまして、そうしてあなた自身の方では知らないといふならば何を言はんやでありまして、現実には國家公務員の福祉なり、待遇なり、あらゆるものについてあなたが掌握して、促進して行かなければならぬことが、あなたの使命であるならば、当然何かの腹案なり、基準なり、何かの方法を、あらゆる機会に

お示し願ふことが、最も職責に忠実なるゆゑではないかといふことを私はお聞きしておるのであります。ただ答弁だけで逃げて行くといふのではない

なわけでありまして、國家公務員法第一條は、職階制をつくるだけの問題とか、單に給與の基準の方法について、あるいは勧告するとか、自分の管内の人事委員会における各部の統制をとるとか、そういうことではなくして、國家公務員全体の福祉、基本的な福利

なり給與について考へなければならぬが、當然退職の問題、行政整理の問題、そういうことについても、あなたは確たる腹案なり、計画がなければならぬと思ふのである。ところが政府が一方的にたゞいまやつておることに對して、あなたの方で的確な、こういう考へを持つておる、こういうような方法でやらなければならぬといふようなことをお示し願わなければ、第一條の規定に、忠実にあなたがやつていらつしやるということ、われわれは認めることはできないのであります。

○淺井政府委員 さいせん私が申しましたのは、行政整理をやるかやらぬか、またどれだけの人数をやるかについて、人事院は関係ないということ

を申し上げたにとどまるのでございませう。○土橋委員 行政管理局で實際行政整理実施本部を置いて、政府の方でやるということについて、あなたは不獨獨立の立場において、公務員の利益を守るといふことがあなたの使命であります。そうであるならば行政整理について、あなたの方の腹案をもつて勧告するなり、あるいは行政各機關に對して指令を發する権限を持つておられると思ふのですが、その権限を持つておるかどうかお答え願ひたい。

○淺井政府委員 それはお示しの通りだろつと思つております。○土橋委員 権限を持つておられるならば、給與の点はもちろんであるけれども、實際行政整理について、なぜあなたは確たる腹案と計画をもつてそれをおやりにならないのであります。現在きかれて不十分な資料であるけれども、職階制から考へて、四十八時間

もあなたの方で御決定になつておる。この四十八時間を強制することによつて、政府が行政整理を断行するに都合がいいといふようなことは、あなたの方でも前もつて考へてありまして、賢明な淺井さんともあるう人

が、そういうことがわからないで、四十八時間をただ勤勉といふ文字だけでおやりになつたとは了解できない。四十八時間問題については当時新聞紙上なり、あらゆる委員会等にも出席しておられるので、當然こういうことをすれば、自分はまさに首切淺右衛門になるのではないかといふようなことは、十分御考慮になつておられなければならぬと思ふのであります。ところが現在の行政整理は四十八時間以上の大問題である。この問題についてはあなたの方で確たる見通し、考へもなく、勧告もしないといふことは第一條違反ではないか、あなた自身職責に不忠実ではないかと申し上げておるのであります。あなたの答弁のように、そいふ規則なり、指令を發する権利があるといふならば、どういふ方法をとる考へで

のような段階にないというのを申し上げるだけでございます。

○土橋委員 ただいまの御答弁は了解できないのでありますが、この條文をどうにしなければいいかと思ひますので、僭越ですが私読み上げます。この法律は、國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む）を確立するといふことが書いてある。そうして確立したもののについて、職員がその職務遂行にあたる云々といふことが書いてある。基本的に、やはり任用から最後の解職に至るまでの條項があるわけですが、同時に行政整理といふこともこれに書いてある。公務員の福祉の問題と、利益に關係する問題が主題である。これはどうな

たが考へても常識上當然考へられる。その問題についてあなたは何も腹案もない。この問題についてどうすること考へておらないといふのでは、第一條の違反だといふことを私は言つておる。その点を明確に答弁していただきたい。

○淺井政府委員 土橋さんの御論議は、この第一條の解釈に誤解があるのではないかと思つております。行政整理は必ずしも人事院規則でやるのではなく、國家公務員法第一條の基準に従つてなされなければならぬといふ考へておりません。國會のみならず、かりに行政整理の法律をおきになれば、それでもつと強力にできるわけでございますから、すべて人事院規則で行政整理までもやらなければならぬ。このように私は了解できないと存じます。

○土橋委員 それは先ほどから三回も申し上げておるのでわかつております。行政整理に関する問題は行政整理でもやつておるし、あるいは國會でも問題になるけれども、問題の基準として、あなたの基本的利益を守るといふ立場から、當然あなたの方でも何かの腹案があつて、國會に対する勧告なり、あるいは行政整理に對して、基本的な利益と権利を守るために、何かの処置をしなければならぬではないか。あなたの方が行政整理に参画をするとか、國會に行つてどうとかいふことを申し上げておるのではない。あなたが基本的な権利を守るというならば、當然そういう方面にあなたの腹案を持つて、基本的な態度をお示し願ふことが、第一條の規定に合致するのではないかといふようなことを言つておるのです。

○淺井政府委員 よく御意見は了解いたすわけでございますが、これに對してこの勧告なり、指令を發するといふような段階には、今日までのところ到達しておらない。このように申し上げたつもりでございます。

○土橋委員 それでは淺井總裁は、そういう時期に至ればやる。またそういう権限もあるのだといふことを確認せられて、ただいまの答弁であるかどうか、ちよつとお聞きしたい。

○淺井政府委員 それは少しく論議が超越いたしはしないかと存じております。そのような勧告がないこともあればあることもあり、わからぬ、このように申し上げた次第でございます。○關内委員長代理 土橋君にお語りいたしますが、なか／＼一致点を見出すこともできないようですから、次會に保留なさつたらいかでしよう。

○土橋委員 保留も何も、前の御説明ではあたかも権限があり、たとえば規則なり、指令を發する立場にあるような御説明があつて、今の御説明によりますと、そういうことは今の段階においてはどうにも説明ができない、こういうようなことであるが、職階制はまだ不完全で進行中であるけれども、そういうものを通じて四十八時間制を出すといふことについて権限を持つておるならば、當然行政整理についても、そういう指令なり、あるいは規則を出し得る地位にあるかどうかといふことをお聞きしたことに對して、あなたの御答弁では、ただいまそういう段階にないと言われたのであるが、そういう基本的な第一條の規定から言つても、當然あなたはそういう権限と職責を持つておられるかどうかといふことを明確にしておかないと、議論にならないと思うのです。

○淺井政府委員 すでにそれは明確に申し上げたつもりでございますが、御意見は十分尊重いたしますが、私としては、もう申し上げることはないのでございませうから、どうぞあしからず御了承願ひたいと存じます。

○土橋委員 ただいまの問題は、もつと速記録をよく読みますが、非常に不十分な点がありますので、後日の委員會に留保いたします。

○淺井政府委員 いつでもまかり出ますから……

○土橋委員 次の問題をちよつとお聞きしたいのですが、当面一番手取り早いことでもちよつとお聞きしなすう。淺井總裁は指令の第五号で、増田官房長官なり、今井給與局長を御招致になりまして、審議會をお開きになつた。

私のただいま手元に持つております資料によりますと、ここに書いてあることは、あなたのもとに宣誓をして、給與局長が述べられた當時の状況であるように私はこれを拜承したのですが、これを読んでみれば、この中に、もし宣誓と違つたようなものがあつた場合には――たとえば公選人である今井給與局長の答弁が、全然違つたような箇所がたくさん見受けられるのです。が、そういうものに対しては、どういふ行政措置が行われるか、お聞きしたい。

○淺井政府委員 それはすでに当日申しましたように、申さば偽証罪の適用もあるわけでございます。しかしこの問題はきつめて重大でございますから、ただいまここで、あることを仮定して申し上げることは、遠慮いたしたいと思つております。

○小平委員 大分時間も経過いたしましたし、本會議もすでに開かれておるようでありますから、本日はこの程度にとどめまして、質疑は次會に延期されんことを願ひます。

○關内委員長代理 小平君より質疑延期の動議が出ましたが、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關内委員長代理 では本日はこれにて散會いたします。

午後四時三十七分散會

〔參照〕
國家公務員法の一部を改正する法律案（參議院提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕